

**評価基準
デジタルプロモーション業務**

1 特定方法

デジタルプロモーション業務プロポーザル評価委員会(以下「評価委員会」という。)において、企画提案書の特定を行う。

2 評価方法

- (1) 評価委員会の各委員は、提出された企画提案書と各事業者が行うプレゼンテーションの内容を審査し、評価項目について採点する。
- (2) 評価項目・評価基準及び採点方法は次のとおりとする。
- 下記の評価項目の項目毎に評価する。評価項目ごとの採点は、10点もしくは5点満点で行い、下表の評価の基準で行う。

審査項目	審査基準	配点	評価点
企画、構成 (20点)	業務を正しく理解した提案であり、明確で実現できる効果的なスケジュール構成となっているか。 提案から想定する成果は十分なもので達成することができるか。	10点	
実施手法 実施による効果 (60点)	データに基づき、本市の価値向上につながるターゲッティングおよびコンセプト等が提案されているか。 本市の魅力を効果的にPRできるポータルサイトの更新となっているか。SNSや写真等を活用して視覚的な訴求ができているか。	10点	
	業務目的を達成するための適切なKPI等が設定されているか。また、実現するための具体的な手法の提案および効果測定が示されているか。	10点	
	WEB記事について、浜松市の魅力度を高めることができる充分な質と量が担保できる提案がされているか。	10点	
	広告配信について、ターゲットへ到達するための最適な手法と量となっているか。検証・改善方法が提案されているか。	10点	
	動画制作に関して、浜松の魅力を深掘りして訴求するコンテンツが提案されているか。	5点	
	他事業との連携について、効果的な手法が提案されているか。	5点	
実施体制の妥当性 (15点)	計画的かつ機能的に業務を実施できる責任ある体制か。	10点	
	過去の類似事例の実施実績のうち効果的なものはあるか。見積額は適当であるか。	5点	
社会貢献活動等に係る認証等の有無 (5点)	企画提案書の提出期限日時点で次に掲げる認証等を保有しているか。 (加点方法) 評価項目の取得数により以下の配点とする。 1項目取得…1点	5点	

	2～3 項目取得…3 点 4 項目以上取得…5 点 (対象となる認証等) (1) 浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証 (2) 浜松市消防団協力事業所の認定 (3) 浜松市高齢者活躍宣言事業所の認定 (4) 健康経営優良法人の認定（経済産業省） (5) 浜松市外国人材活躍宣言事業所の認定 (6) 浜松市企業の CSR 活動表彰（注 1）		
	合計	100	

注 1 浜松市企業の CSR 活動表彰では、企画提案書提出期限日の 2 年前の日までの間において、以下のいずれかに該当する事業所が加点対象となる。

- ・ Star Prize 制度マイスター認定事業所
- ・ 優秀賞、特別賞または市民協働奨励賞の受賞事業所（※3 つの賞以外の受賞実績は対象外です。）

3 企画提案書の特定

- (1) 各評価委員の採点の合計点を合計し評価委員数で除したものを評価点とする。
- (2) 評価点 60 点以上を提案特定の基準とする。
- (3) 提案者が複数の場合には、評価点が一番高い提案者の企画提案書を特定する。提案された全ての企画提案書について書類審査を行い、ヒアリング対象者を評価上位 3 者程度に選定する。
- (4) (2)、(3) にもかかわらず、評価項目のうち評価委員 1 人でも 0 点がある場合は、そのまま特定するか、条件を付して特定するか、または、特定を見送るか等を検討する。
- (5) 提案者が 1 者の場合でも、(1)～(4) を適用する。
- (6) 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。
 - ア 評価項目「データに基づき、本市の価値向上につながるターゲッティングおよびコンセプト等が提案されているか。」の点数が高い者を上位とする。
 - イ アも同点の場合は、評価項目「本市の魅力を効果的に PR できるポータルサイトの更新となっているか。SNS や写真等を活用して視覚的な訴求ができるか。」が高い者を上位とする。